

柏崎刈羽原子力発電所 特定重大事故等対処施設の  
「発電用原子炉設置許可に係る工事計画変更届出」の提出について

2025年2月27日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は、2022年8月17日に原子炉設置変更許可をいただいた柏崎刈羽原子力発電所の特定重大事故等対処施設について、発電用原子炉設置許可に係る工事計画変更届出を、本日、原子力規制委員会に提出しました。

今回の届出は、工事工程の見直しにより、設置変更許可において記載していた工事完了時期を以下の通り変更したものです。

7号機		6号機	
変更前	2025年3月	変更前	2026年9月
変更後	2029年8月 <sup>※1</sup>	変更後	2031年9月 <sup>※2</sup>

※1 現時点での目途

※2 工程精査に伴い見直していく予定

当社は引き続き、福島第一原子力発電所の事故から得られた教訓を踏まえ、更なる安全性、信頼性の向上に努めてまいります。

○ 特定重大事故等対処施設

発電所への意図的な航空機衝突等による大規模な損壊で広範囲に設備が使えない事態において、原子炉格納容器の破損を防止するために必要な原子炉圧力容器の減圧、注水機能や原子炉格納容器の減圧・冷却機能等を備えた施設

【添付資料】

- ・ 特定重大事故等対処施設の工事工程について

以上

# 特定重大事故等対処施設の工事工程について

添付資料

- 7号機の特定重大事故等対処施設（以下、「特重設」）について、審査対応が進み仕様の方向性が固まりつつあることから、工事完了時期を「2029年8月」に変更して本日、原子力規制委員会に届出。
- 未だ工程精査中だが、工事完了まで、おおよそ設置期限（2025年10月）から3～4年程度かかると見込んでおり、「2029年8月」は現時点での目途としたもの。
- また、6号機の特重設も工程精査中ではあるが、7号機の状態を踏まえ、仮置きとして工事完了時期を「2031年9月」に変更し、第1回の設計及び工事計画認可申請を実施済み。今後、工程精査に伴い時期を見直していく予定。7号機、6号機ともに安全最優先で一つひとつ着実に工事を進めていく。
- 日本の電力需給は、年間を通し予断を許さない状況であり、また、電力レジリエンス強化の観点からも、柏崎刈羽原子力発電所は重要な電源。
- 6号機も再稼働に向け、夏頃には技術的な準備が整う見込みであり、7号機、6号機と稼働させていくことで、日本の電力供給の安定化と電源の脱炭素化に継続して貢献してまいりたい。そのためにも、引き続き、地域の皆さまからご理解いただけるよう、説明を尽くしていく。

## <特重設 工事完了時期>

7号機	
変更前	2025年3月
変更後	2029年8月

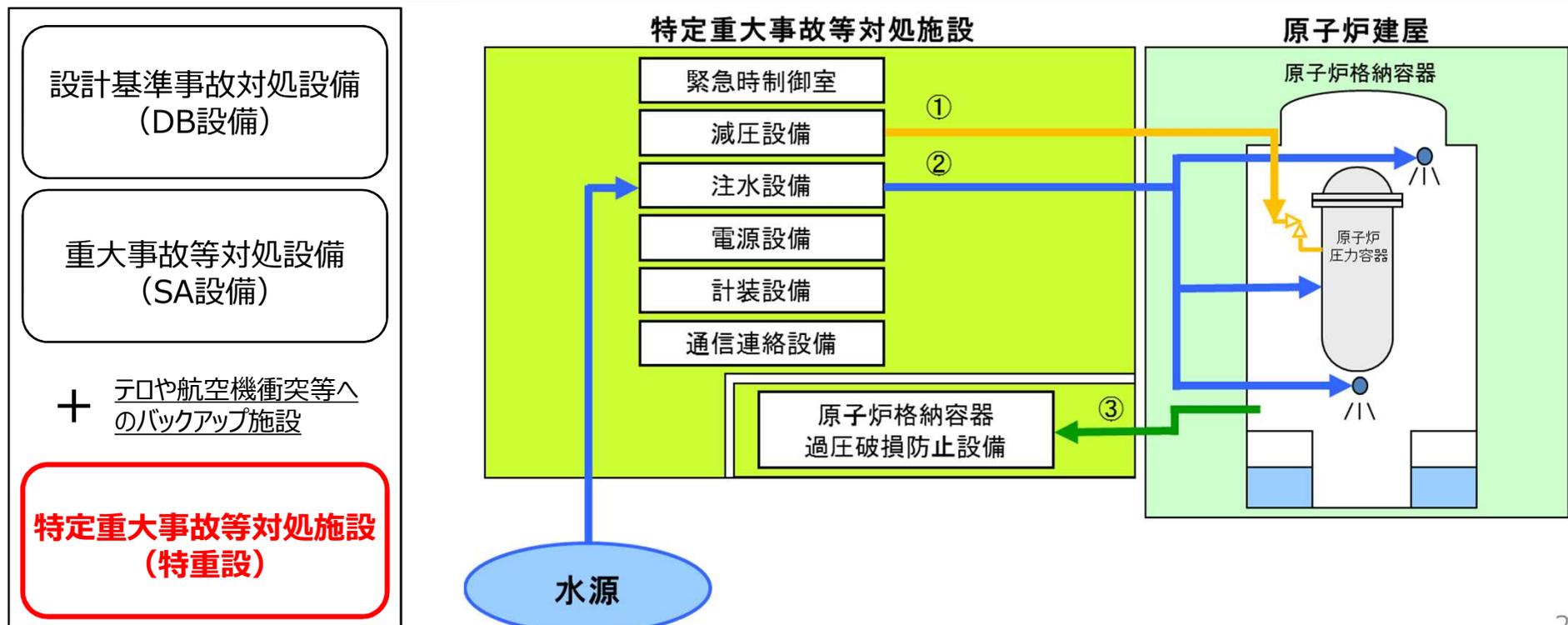
※設置期限：2025年10月

6号機	
変更前	2026年9月
変更後	2031年9月

※設置期限：2029年9月

## <参考> 特定重大事故等対処施設の概要

- 特重設は、発電所への「意図的な航空機衝突等による大規模な損壊」で広範囲に設備が使えない事態において、原子炉格納容器の破損を防止するためのバックアップ施設。
  - ※ 新規制基準に伴う重大事故等対処設備（SA設備）が整う中においては、特重設がないと直ちに重大事故の発生や拡大防止に支障が生じるようなものではない。
- 主な設備は以下のとおり。
  - ① 減圧設備：特重設から減圧装置を動作させ、原子炉圧力容器を減圧
  - ② 注水設備：特重設の水源から原子炉圧力容器や原子炉格納容器へ注水
  - ③ 原子炉格納容器過圧破損防止設備（地下式フィルタベント）：原子炉格納容器の過圧破損を防止するために、原子炉格納容器の圧力を逃がし、フィルタで放射性物質を低減後、屋外に排気



### 柏崎刈羽原子力発電所 6 号機の特定重大事故等対処施設に関する 設計及び工事計画認可の申請について

2025 年 2 月 27 日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は、柏崎刈羽原子力発電所 6 号機の特定重大事故等対処施設について、設計及び工事計画認可申請を、本日、原子力規制委員会へ行いました。

今回の申請は、早期の完成を目指すため複数回に分割した申請のうち第 1 回目であり、特定重大事故等対処施設の建物構築物及び設備の一部が対象となります。

今後、準備が整い次第、他の設備等についても申請を行い、引き続き、同委員会による審査に真摯かつ丁寧に対応するとともに、福島第一原子力発電所の事故から得られた教訓を踏まえ、更なる安全性、信頼性の向上に努めてまいります。

#### ○ 特定重大事故等対処施設

発電所への意図的な航空機衝突等による大規模な損壊で広範囲に設備が使えない事態において、原子炉格納容器の破損を防止するために必要な原子炉圧力容器の減圧、注水機能や原子炉格納容器の減圧・冷却機能等を備えた施設

#### 【添付資料】

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6 号機の特定重大事故等対処施設の概要と許認可申請の状況

以 上

# 柏崎刈羽原子力発電所 6号機の特定重大事故等対処施設の概要と許認可申請の状況

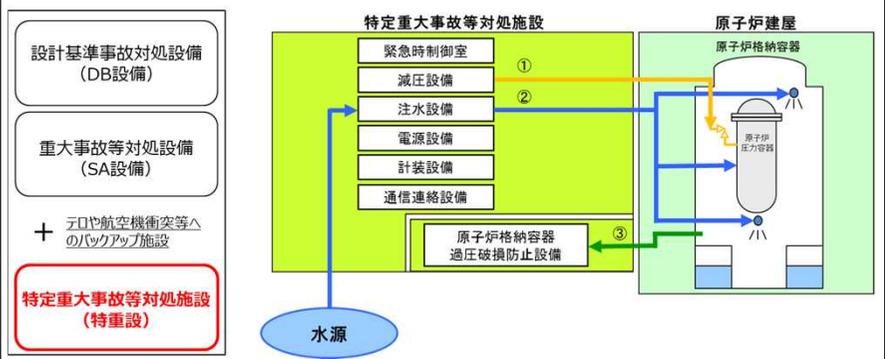
## 概要

○特定重大事故等対処施設は、発電所への「意図的な航空機衝突等による大規模な損壊」で広範囲に設備が使えない事態において、原子炉格納容器の破損を防止するためのバックアップ施設。  
 ※新規基準に伴う重大事故等対処施設（SA設備）が整う中においては、特定重大事故等対処施設がないと直ちに重大事故の発生や拡大防止に支障が生じるようなものではない。

○主な設備は以下のとおり

- ①減圧設備：  
 特定重大事故等対処施設から減圧装置を動作させ、原子炉圧力容器を減圧
- ②注水設備：  
 特定重大事故等対処施設の水源から原子炉圧力容器や原子炉格納容器へ注水
- ③原子炉格納容器過圧破損防止設備（地下式フィルタベント）：  
 原子炉格納容器の過圧破損を防止するために、原子炉格納容器の圧力を逃がし、フィルタで放射性物質を低減後、屋外に排気

### 【概要図】



## 進捗状況

- 設置変更許可状況
  - ・2014.12.15 「特定重大事故等対処施設」の設置の申請
  - ・2022.8.17 設置変更許可を取得
  - ・2023.3.14 特定重大事故等対処施設の一部構築物の構造変更に伴う設置変更許可申請
  - ・2023.10.25 一部構築物の構造変更に伴う設置変更許可を取得

- 設計及び工事計画認可の分割申請状況
  - ・【第1回】2025.2.27 建物構築物及び機械設備の一部

### ○工程表

年度	2013	2014	...	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
審査		設置変更許可申請(特定重大事故等対処施設) (申請2014.12.15 許可取得2022.8.17)										設置期限 (2029.9.1)		
						設置変更許可申請(一部構築物の構造変更) (申請2023.3.14 許可取得2023.10.25)								
								設計及び工事計画認可申請(分割申請の第1回) ▼(申請2025.2.27)【今回】						
6号機 工事	土木・建築・機電工事													

2025.2現在

柏崎刈羽原子力発電所 6 号機及び 7 号機の所内常設直流電源設備（3 系統目）の  
「発電用原子炉設置許可に係る工事計画変更届出」の提出について

2025 年 2 月 27 日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は、柏崎刈羽原子力発電所 6 号機及び 7 号機の所内常設直流電源設備（3 系統目）※の発電用原子炉設置許可に係る工事計画変更届出を、本日、原子力規制委員会に提出しました。

当社は、2022 年 10 月 5 日に、原子力規制委員会より柏崎刈羽原子力発電所 6 号機及び 7 号機の所内常設直流電源設備（3 系統目）に関する原子炉設置変更許可をいただき、その後、設備の詳細設計に時間を要することから、7 号機については 2023 年 9 月 25 日、6 号機については 2024 年 12 月 12 日に工事計画変更届出を提出しております。

今回の届出は、詳細設計が進んできたことから、現状想定している工事期間を反映し、工事計画を以下の通り変更したものです。

7 号機		6 号機	
変更前	2025 年 4 月 ～ 2025 年 9 月	変更前	2026 年 10 月 ～ 2027 年 3 月
変更後	2026 年 10 月 ～ 2028 年 3 月	変更後	2029 年 9 月 ～ 2031 年 2 月

当社は引き続き、福島第一原子力発電所の事故から得られた教訓を踏まえ、更なる安全性、信頼性の向上に努めてまいります。

※新規制基準に基づき、重大事故等の対応に必要な設備に電気の供給を行うため、所内蓄電式直流電源設備や可搬型直流電源設備に加えて、更なる信頼性向上を目的に設置するもの。

以 上